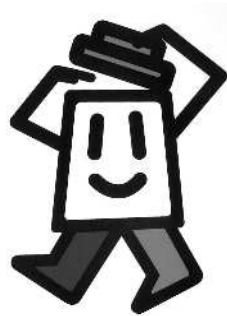


西宮市分別収集計画書

(第7期 平成26年度～30年度)



平成25年8月



* * * * * 目 次 * * * * *

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）...	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分（第 8 条第 2 項第 3 号）.....	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第 8 条 第 2 項第 4 号）.....	5~6
9	分別収集を実施するものに関する基本的な事項（第 8 条第 2 項第 5 号）.....	6
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第 8 条第 2 項第 6 号）.....	7
11	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

西宮市の環境行政の基本理念は「健全で恵み豊かな環境」の保全及び創造にある。これは、市民の暮らしや経済活動と環境との調和を図ることにより、良好な生活環境を創出することである。

これまで物質的豊かさを追求した結果、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が形成され、廃棄物の増大、資源の枯渇、地球温暖化等に象徴される環境負荷が深刻な状況となっている。これらの問題を解決するためには、市民、事業者、行政が環境問題の重要性を認識し、それぞれの役割を果たして、環境負荷が少ない循環型社会の形成を実現する必要がある。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再資源化することによって、限られた資源の有効活用並びに埋め立て処分量の減量を図る目的で、3者それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方を定めるとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、資源の有効利用と循環型社会の形成が図られ、最終処分場を含む廃棄物処理施設の延命化が図られるものと期待される。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ ごみの排出抑制、再使用、再資源化を基本とした地域社会づくりをめざし、集団回収など市民参加型の自主的なリサイクル活動の推進
- ・ 市民、事業者、行政が一体となった取組による施策の推進
- ・ 学校、地域社会の場における環境学習、啓発活動の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成26年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定を行なう。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）
（単位：t）

容器包装廃棄物の種類		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
缶	スチール缶	1,078.2	1,077.3	1,076.4	1,073.2	1,070.1
	アルミ缶	345.2	344.9	344.7	343.8	342.8
計		1,423.4	1,422.2	1,421.1	1,417.0	1,412.9
ビン	無色ビン	2,232.2	2,230.3	2,228.4	2,222.0	2,215.6
	茶色ビン	1,559.2	1,557.9	1,556.5	1,552.1	1,547.6
	その他ビン	870.5	869.8	869.1	866.6	864.1
計		4,661.9	4,658.0	4,654.0	4,640.7	4,627.3
紙パック		698.5	697.9	697.3	695.3	693.3
段ボール		4,599.6	4,595.7	4,591.7	4,578.6	4,565.4
その他紙製容器包装		5,561.9	5,557.3	5,552.5	5,536.6	5,520.6
ペットボトル		1,405.8	1,404.6	1,403.4	1,399.3	1,395.2
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		12,272.0	12,292.6	12,314.0	12,311.1	12,307.2
（うち白色トレイ）		197.9	198.2	198.5	198.4	198.2
総合計		30,623.1	30,628.3	30,634.0	30,578.6	30,521.9
人口予測値		499,000	502,000	505,000	507,000	509,000

- 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）
容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。また、ごみ減量等推進員による啓発活動を推進する。

（1）過剰包装の抑制

再生商品の販売や簡易包装の推進、事業に伴って発生する廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進など、ごみ減量化・再資源化に取り組むことを宣言する店舗や事業所等を「ごみ減量化・再資源化推進宣言店（スリム・リサイクル宣言の店）」として募集し、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

（2）買い物袋持参運動の推進

レジ袋の有料化やスタンプ方式などによる買い物袋持参運動を推進し、スーパーマーケット等の小売店での包装の抑制、啓発活動を積極的に行なう。

（3）リターナブル容器や詰め替え用商品の利用、販売の促進

リターナブル容器を利用した製品や詰め替え用商品の積極的な利用、販売の促進を呼びかけ、廃棄物としての排出を抑制する。

（4）環境学習・啓発活動の充実

ごみについての知識と理解を深め、容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、再資源化の必要性を認識してもらうため、以下のとおり環境学習・啓発活動に積極的に取り組む。

副読本等を活用した環境学習

小学校4年生を対象とした副読本「みんなで考えようゴミ GOMI ごみ」を環境学習に活用してもらう。

施設見学の受入

子供から大人まで、西部総合処理センターやペットボトルの圧縮保管施設等の見学を積極的に受け入れる。

リサイクルプラザの活用とクリーン西宮展の開催

リサイクルプラザ（粗大ごみ展示活用施設）や、同所を会場として開催するクリーン西宮展、環境美化ポスター展（市民ギャラリー）を通じてごみの減量、資源の大切さを訴える。

広報等を利用した積極的な啓発

市政ニュースやインターネットのホームページなどの広報、冊子生活系「みんなで考えようゴミ GOMI ごみ」を作成し、広く一般に配布しごみの減量、リサイクルの啓発を行う。

（5）廃棄物の品目ごとの資源化・再生利用の推進

使用済小型電子機器等を拠点やイベントなどで回収しリサイクルを促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

本市の処理施設の状況及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように、また、収集に係る分別の区分は下表右欄のように定める。

なお、缶及びガラスびんについては、「もやさないごみ」として収集したものを処理施設においてスチール、アルミ、無色びん、茶色びん、その他びんに選別する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	もやさないごみ
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	
主として段ボール製の容器	資源A
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	資源B
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)

(単位 : t)

容器包装廃棄物の種類			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
缶	スチール缶	計画収集分	941.2	940.4	939.6	936.9	934.2
		集団回収分	0	0	0	0	0
		店頭回収分	21.9	21.9	21.9	21.8	21.7
		計	963.1	962.3	961.5	958.7	955.9
	アルミ缶	計画収集分	94.0	94.0	93.9	93.6	93.3
		集団回収分	157.0	156.9	156.8	156.4	155.9
		店頭回収分	44.8	44.8	44.8	44.7	44.6
		計	295.8	295.7	295.5	294.7	293.8
計			1,258.9	1,258.0	1,257.0	1,253.4	1,249.7
ビン	無色ビン	計画収集分	746.4	745.8	745.2	743.0	740.9
		集団回収分	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
		店頭回収分	12.7	12.7	12.7	12.6	12.6
		計	761.3	760.7	760.1	757.8	755.7
	茶色ビン	計画収集分	521.4	520.9	520.5	519.0	517.5
		集団回収分	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
		店頭回収分	8.9	8.9	8.9	8.8	8.8
		計	531.8	531.3	530.9	529.3	527.8
	その他ビン	計画収集分	291.1	290.9	290.6	289.8	288.9
		集団回収分	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
		店頭回収分	4.9	4.9	4.9	5.0	4.9
		計	296.8	296.6	296.3	295.6	294.6
計			1,589.9	1,588.6	1,587.3	1,582.7	1,578.1
紙パック	計画収集分	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	集団回収分	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	
	店頭回収分	108.0	107.9	107.8	107.5	107.2	
	計	114.9	114.8	114.7	114.4	114.1	
段ボール	計画収集分	1,463.7	1,462.5	1,461.2	1,457.0	1,452.8	
	集団回収分	1,508.5	1,507.2	1,505.9	1,501.6	1,497.3	
	店頭回収分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	計	2,972.2	2,969.7	2,967.1	2,958.6	2,950.1	
その他紙製容器包装	計画収集分	219.8	219.6	219.4	218.8	218.2	
	集団回収分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	店頭回収分	24.3	24.3	24.3	24.2	24.1	
	計	244.1	243.9	243.7	243.0	242.3	

主としてポリプロピレン製の容器であって飲料またはしょうゆを充填するためのもの	計画収集分	579.6	579.1	578.6	576.9	575.2
	集団回収分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	店頭回収分	160.4	160.3	160.2	159.7	159.2
	計	740.0	739.4	738.8	736.6	734.4
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	計画収集分	4,606.0	4,633.0	4,661.0	4,680.0	4,698.0
	集団回収分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	店頭回収分	120.8	120.7	120.6	120.3	120.0
	計	4,726.8	4,753.7	4,781.6	4,800.3	4,818.0
(うち白色トレイ)	計画収集分	57.3	57.7	58.0	58.3	58.5
	集団回収分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	店頭回収分	50.2	50.2	50.2	50.1	50.0
	計	107.5	107.9	108.2	108.4	108.5
総合計		11,646.8	11,668.1	11,690.2	11,689.0	11,686.7
人口予測値		499,000	502,000	505,000	507,000	509,000

9 分別収集を実施するものに関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行なう。

なお、紙製飲料容器（紙パック）については、再生資源回収業者の協力を得ながら分別収集を実施している。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	もやさないごみ	市の定日収集(アルミ缶については集団回収にもよる)	委託業者による選別で市ストックヤードでの保管(アルミ缶の再生資源集団回収については民間業者)
	アルミ			
びん	無色のガラス			
	茶色のガラス			
	その他のガラス			
紙	紙パック			
	段ボール	資源A		
	その他紙製容器包装	資源B		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市の定日収集及び集団回収	市のストックヤードでの保管
	その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装		

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）
 分別収集の用に供する施設の整備に関しては以下のとおりである。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	もやさないごみ	折りたたみ式コンテナ	パッカー車 (2~2.35t)	西部総合処理センター (選別・保管施設)
アルミ				
無色のガラス				
茶色のガラス				
その他のガラス				
紙パック	資源 A	紐で縛る	平ボディ車 (2t)	再生資源回収業者のストックヤード (保管)
段ボール	資源 A	紐で縛る	プレスパッカー車 (2t)	
その他紙製容器包装	資源 B	紐で縛る	パッカー車 (2~6.4t)	
ペットボトル	ペットボトル	折りたたみ式コンテナ	パッカー車 (2t)	東部総合処理センター (圧縮・保管施設)
その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装	透明袋	パッカー車 (2~6.4t)	民間委託業者のストックヤード (圧縮・保管施設)

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) ごみ減量等推進員の配置

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、ごみ減量等推進員を配置し、分別ルールの周知や啓発、集団回収など自主的な地域リサイクル活動を推進する。

(2) レジ袋削減推進委員会の設置

市民・事業者・行政からなる「レジ袋削減推進委員会」を設置し、各々の役割意識のもとに協議を行ない、容器包装廃棄物の発生抑制、減量化等に関する施策の推進を図る。

(3) 再生資源集団回収活動に対する支援

自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付を行なう。